

## Contents

- I. 海外直接投資の現実 その1
- II. インド：インド証券取引委員会によるインサイダー取引規制の見直し
- III. ベトナム：新労働法におけるストライキ
- IV. メキシコ：メキシコの反マネーロンダリング法と必要な対応措置
- V. ミャンマー：ミャンマーから海外への送金規制について
- VI. インド留学便り 連載第4回
- VII. セミナー情報

### I. 海外直接投資の現実 その1

弁護士 小川 浩賢

最近の海外進出は、国外にチャンスを求めることそのものが強い動機となって始まる案件が増加している印象が強い。先日も、10年後に海外売上〇億円という数値目標だけを掲げ(つまりどのような事業で売上を上げるのかはプランクのままに)、「とにかく進出するんだ」という、トップの強い号令で動いている案件の相談があった。

この案件では、現地の事情に通暁した(と自称している)パートナーが存在し、担当者はそのパートナーからの情報や様々な無料の情報源から一般的な情報を収集しながらも、どのように進めればよいのか考えあぐねた様子であった。パートナーからは、数字を中心としたバラ色の事業計画書が提示され、一刻も早い投資(会社設立)を迫られていた。トップは、「やってみて初めて見えてくることがある」という発想で、今にも投資にゴーサインを出さんばかりの勢いであっ

た。ところが、そもそもそのようなスキームのプロジェクトを適法に行うことができるかの調査は全く行われていなかった。

海外進出の経験の多くない企業の場合、具体的に案件をどう進めて進出を実現すればよいのか、もともと手探りの状況である。事業内容がはっきりしていないようであれば、何から手をつければよいのかかわからないであろう。とりわけ海外に活路を求めるという自前型の進出の場合、現地のパートナーの存在が進出の原動力となり、そのパートナーに様々な点で依存して案件を進めている例は少なくない。

しかし、依存して良いところと依存すべきでないところをはっきりと区別することが肝要である。行おうとしている事業が現地法上問題なくできるのかは、進出の基礎であり、パートナーに依存することなく、独立して外部の専門家を適宜起用して徹底して調査すべ

き事項といえる。この点をパートナーからの情報や無料の情報源に依存して案件を進めると、最終段階で足元をすくわれることになる。

パートナー(特にインドのパートナー)は、プランニングの段階でのこちらからの問いには「no problem」と答えることが多く、「no problem」がプロブレムだ」とずいぶんセミナーなどで紹介した。必ずしもパートナー側に悪意があるわけではなく、問題に気付いていないだけの場合が大半である。「no problem」と言われた場合、なぜそのような結論を出すことができるの

か、掘り下げて問うていく習慣が海外直接投資の成功の鍵の一つであり、合理的な説明が得られないようであれば、セカンドオピニオンをきちんと入手する慎重さが求められる。

先の案件では、結局別のルートからスキームそのものが法的に問題であるとの指摘もあって振出しに戻ってしまった。大切な時間と交渉のための費用が無駄になってしまった。ただ、できない事業のために会社を設立せずに済んだ点は不幸中の幸いであった。

## II. インド：リーガルアップデート

### —インド証券取引委員会によるインサイダー取引規制の見直し—

弁護士 布川 俊彦

インド証券取引委員会(the Securities and Exchange Board of India: SEBI)が設置した高等委員会(High Level Committee)は、2013年12月7日、1992年SEBI(インサイダー取引禁止)規則(the SEBI (Prohibition of Insider Trading) Regulations, 1992) (以下「1992年規則」といいます。)における従来のインサイダー取引規制の見直しを内容とする報告書(以下「本報告書」といいます。)をSEBIに提出しました。

インドでは、インサイダー取引は証券取引委員会法(Securities and Exchange Board of India Act, 1992)12A条(d)で禁止されており、その詳細な規制内容は、1992年規則に定められています。1992年規則は上場株式を対象としています。また、2013年8月に成立した2013年インド会社法の195条1項は、上場、非上場の区別なくインサイダー取引を禁止しています(ただし、2013年インド会社法458条1項は、上場会社又は上場を予定している会社に関し、同法195条に基づくインサイダー取引規制に関する規則の制定権をSEBIに委任しています。)

本報告書では、インサイダー取引規制を、原理原則に則したものにすることによって、より予測可能が高

く、正確かつ明確なものとするを目的として、インサイダー取引規制の見直しを行っています。また、本報告書は、「インサイダー」等の重要概念の意義の他にも、開示規制、行為規範(code of conduct)の制定義務等について言及しています。

本報告書では、新たなインサイダー取引規制の規則案が示されています。同規則案では、「インサイダー」(insider)の定義が拡張され、「関係者」(connected person)又は「非公開価格関連情報」(unpublished price sensitive information)を保有する者とされました。同時に「関係者」及び「非公開価格関連情報」の意義についても見直しがされています。具体的には、「関係者」には、会社と雇用関係等にある者の他に、会社の役員と頻りに連絡を取れる等の立場にある者も含まれるとされています。また、「非公開価格関連情報」としては、決算情報、配当、資本構成の変更、合併、分割、買収、上場廃止、売却、事業の拡大その他の取引、主要経営層役職員の変更等が列挙されています。

今回発表されたインサイダー取引規制の規則案が実際に施行される時期や、今後の修正の方向性は、現時点では予測困難です。しかしながら、インサイダ

一取引規制の違反には重い刑事罰が科される可能性があることから、今後もインサイダー取引規則の動

向については注意が必要です。

### III. ベトナム：リーガルアップデート –新労働法におけるストライキ–

弁護士 佐藤 亮

ベトナムに進出している外国企業にとって、近年増加しているストライキは頭の痛い問題です。ベトナムにおけるストライキは、労働法に定める手続を履践していないものが多く、その多くが違法なストライキ、いわゆる「山猫スト」であるのが現状です。インフレが進む中で、賃金に対する不満が高じてストライキに至るケースが多いようです。

今回は、2013年5月1日に施行された改正労働法(以下「新労働法」)及びその施行細則におけるストライキに関する規定を概観し、新労働法によるストライキの規制について述べます。

#### ストライキの手続

新労働法では、ストライキは、「利益に関する団体労働争議」の場合で、労働仲裁委員会による調停で労働争議が解決しないときにできる旨定めています(新労働法 209 条 2 項)。

「利益に関する団体労働争議」とは、既存の労使合意に含まれない新しい労働条件の形成を交渉する過程での労働組合と使用者の紛争をいいます(新労働法 3 条 9 項)。団体労働争議には、他に、既存の労働条件の合意違反に関する労働組合と使用者の紛争である「権利に関する団体労働争議」もあります(同条 9 項)。

旧労働法では、「利益に関する団体労働争議」だけでなく、「権利に関する団体労働争議」の場合にもストライキを行うことができるとされていましたが、新労働法では、ストライキを行うことができるのは「利益に関する団体労働争議」の場合だけに限定されています。

適法にストライキを行うためには、「利益に関する団体労働争議」であることに加え、①労働組合を構

成する労働者の 50%以上の賛成(新労働法 211 条、212 条、213 条 1 項)、②使用者及び省レベルの国家管理機関等への 5 営業日前までのストライキの決定書の送付(新労働法 213 条 3 項)といった手続を経る必要があります。これらの手続・要件を満たさずに行われるストライキは違法なストライキということになります。



なお、ストライキに参加した労働者に対して、会社は賃金を支払う必要がないことは日本と同じです(ノーワーク・ノーペイの原則、新労働法 218 条 2 項)。他方、ストライキに参加していないが、ストライキにより休業を余儀なくされた労働者に対しては、最低賃金を上回る水準で、労使間が合意した金額を支払わなくてはなりません(新労働法 218 条 1 項、98 条 2 項)。

#### 違法なストライキの解決手段

前述の①や②の手続を経ずにストライキが行われた場合、県レベルの人民委員会の委員長が議長となり、ストライキを主導する労働組合等と使用者間での解決を支援し、ストライキを止めさせるものとされています(新労働法 222 条)。

旧労働法では、ストライキの適法違法を判断する権限は裁判所のみが有していたため解決に時間がかかり、直面している違法なストライキの解決手段として機能しないとの批判がありました。これを踏まえ、新労働法では、裁判所に加えて人民委員会にもストライキを解決する権限を与えました。これにより、違法なストライキ解決のスピードが上がるのが期待されています。この人民委員会の関与によって実際に違法なストライキの迅速な解決が図られるかどうか、今後の運用を見守る必要がありそうです。

#### **労働者に対する罰則**

違法なストライキが使用者に損害を与えた場合、労働者は、法令に基づいて損害を賠償しなければならないものとされています(新労働法 233 条 2 項)。しかしながら、旧労働法下では、この損害賠償の金額は、ストライキ直前の賃金の 3 ヶ月以下とされており(ストライキを指導した労働組合の組合費から差し引かれる)、ホーチミンでさえも平均賃金が月額 148 米ドルに留まるベトナムの現状では、使用者の損害回復の可能性は乏しいと言わざるを得ません。また、ストライキ権の行使を阻止した労働者、ストライキに参

加させるために他の労働者を扇動した労働者、ストライキに参加しない他の労働者の出勤を阻止した労働者、使用者の設備等を破壊した労働者等に対しては、個別に 100 万ドン~200 万ドン(約 1~2 万円)の罰金が科されます(No.95/2013/ND-CP:労働法違反の罰則に関する政令)。

#### **終わりに**

ベトナムでは、本年 1 月 1 日から最低賃金が約 15%(地域ごとに上昇率は異なる)引き上げられており(No.182/2013/ND-CP:国内・外資系企業の最低賃金引き上げに関する政令)、今後賃金の引き上げ圧力が一層強くなることが予想されます。このような状況下で、適法違法を問わず、ストライキが起きるおそれは依然として高いと言えます。

ストライキによって会社が被った損害を労働者側に対する損害賠償請求で回復することは前述のとおり困難であり、会社としては、労働者とのコミュニケーションを密にして、ストライキが起きないような職場環境を作るというストライキの予防に注力することが重要です。

## **IV. メキシコ : リーガルアップデート**

### **-メキシコの反マネーロンダリング法と必要な対応措置-**

弁護士 高橋 将志

2013 年 7 月 17 日、メキシコにおいて反マネーロンダリング法(Ley Federal para la Prevención e Identificación de Operaciones con Recursos de Procedencia Ilícita)が施行され、2013 年 9 月 1 日、同法規則が施行されました。

同法の下では、「特定取引(Actividades Vulnerables)」を行う場合には、取引相手の事業や職業について尋ね本人特定事項を確認し確認書類をそろえる、取引相手に受益者がいるかどうかを確認し受益者がいる場合には受益者の本人特定事項に関する公的書類を確認する、上記確認書類を取引

から 5 年間保存する、財務省(SHCP、Secretaría de Hacienda y Crédito Público)に所定の形式で特定取引について届出る(毎月 17 日までに前月分を届出る)、取引相手の本人特定事項について当局が検証できる状態にしておく、上記の本人特定事項や確認書類が得られない場合には取引しない等の義務が課されます。

「特定取引」には、クレジットカードやプリペイドカードの発行、業として又は専門的に行う貴金属・宝石・時計・美術品の取引、業として又は専門的に行う建築サービスや不動産仲介取引の他、業として又は専

門的に行う金銭の貸付け、与信又は保証取引(与信取引)、不動産利用等に関する賃貸借取引(不動産賃貸借取引)等、現地で事業運営を行うに当たり日常的に生じ得る取引も含まれています。例えば、与信取引の場合は取引金額に関わらずすべての取引について、不動産賃貸借取引の場合は毎月の取引額が最低賃金(2014 年は 67.29 ペソ)の 1605 倍(約 85 万円)以上の取引について、取引相手の本人特定事項を確認する義務が生じます。また、最低賃金の 1605 倍以上で取引される与信取引や、毎月の取引額が最低賃金の 3210 倍(約 170 万円)以上となる不動産賃貸借取引は、SHCP への届出が義務となります。なお、法定金額以上の現金で行われる一定の取引についても、同様の規制が設けられています。

これらの規制については、違反の程度に応じて、最低賃金の 200~65000 倍(約 10 万円~3500 万円)の罰金が定められており、本人特定事項に関する情報の提供に関連して犯罪を犯した場合には 2~

8 年の懲役刑が定められていますので、注意が必要です。

同法の規制がメキシコにおける事業運営に与える影響は小さくないと思われます。これらの規制に従うためには、規制内容について専門家を通して把握すること、過去に特定取引に該当するような取引を行っていないか確認し、該当する取引については取引相手に関する情報を示す資料を整理して将来の特定取引に備えること、現金取引について規制に従えるよう社内の管理体制を整えること、特定取引に該当するかどうかを取引前に判断できるような社内の仕組みを整えること、従業員に対して規制内容の周知徹底を図ること等、対策が必要です。

(この記事の作成に当たっては、当事務所が所属する法律事務所の国際団体「Meritas」のメキシコメンバーである CUESTA CAMPOS Y ASOCIADOS, S.C.の協力を得ています。)

## V. ミャンマー：リーガルアップデート

### -ミャンマーから海外への送金規制について-

弁護士 光内 法雄

国内又は先進国の企業とのビジネスにおける常識／思い込みをミャンマーなど新興国に進出する際にも持ち込もうとすると、進出先国の公法規制に足元をすくわれ、予期せず事業計画の変更を迫られることがあります。ミャンマーから海外への送金に関する厳格な規制もそんな「まさか!」という規制の一つです。本稿では紙幅の関係上、問題となるミャンマーから海外への送金のうち、利益配当の送金に話を絞ります。

ミャンマーでの現地法人設立には、現行法上、独资／合弁いずれでも、①2012 年 11 月に制定された新・外国投資法(The Foreign Investment Law, 2012)に基づいて、ミャンマー投資委員会(Myanmar Investment Commission「MIC」)の投資許可を得た会社(「MIC 承認会社」)として進出

する、②MIC の投資許可を得ずに会社法(The Myanmar Company Act, 1914)に基づいて会社(「MIC 承認を得ない会社」)を設立し進出するという 2 つの方法がありますが、残念なことに、後者②では、2014 年 2 月現在、「このようなプロセスで利益配当の海外送金が認められる」という容易・確実な方法がありません。つまり、MIC 承認を得ない会社は、現状、ミャンマーで稼得した利益を日本の親会社に配当として還流させる確実な法的手立てがない状況にあります。(法律としては、2012 年 8 月制定の外国為替管理法(The Foreign Exchange Management Law, 2012)があり、一定条件下で送金ができる余地があるようにもみえますが、国家計画・経済開発省の投資企業管理局(Directorate of Investment and

Company Administration「DICA」)に運用を確認したところ、上記のような理解を得ています。)

他方、①MIC 承認会社には、外国投資法に基づく送金規制が、外国為替管理法に優先して適用されず。外国投資法では、一定種類の海外送金を「権利」として明文で保障しており、「外国資本金を持ち込んだ者が受けた年間利益から租税や関連する積立金を控除した純利益」も明文化された海外送金方法に含まれるため、①MIC 承認会社であれば、利益を配当の形で親会社に送金することが法的に可能です。これが、ミャンマー進出の際に MIC の投資許可を得るメリットの一つと言えます。手続きについては、送金ごとに MIC の許可を受け、その後、自社が口座を開

設している銀行に監査済み決算報告書及び税金等を適切に支払った証明書等を提出し、当該銀行が中央銀行の承諾を得ます。申請から 1 ヶ月半程度で送金が可能となった事例もあるようです。とはいえ、通常、より多くの時間がかかることを念頭に置いておくべきです。将来、MIC の送金許可が簡易・迅速に取れるようになるかは、実務を見守る必要があります。実際的には、送金許可を得るため事前に MIC 及び中央銀行と折衝を行っておくことが賢明な方策と考えます。(なお、貸付金の元利払いやライセンスの使用料の海外送金は、上記とはまた違った考慮が必要です。詳しくはお問い合わせ下さい。)

## VI. インド留学便り 連載第4回

弁護士 赤塚 洋信

### インドの結婚式

私はインドの家庭にホームステイしているのですが、そのホストファミリーの息子さんが先日結婚しました。結婚式を挙げるということで私もゲストとして参加させてもらいました。

何事につけ家族が重要なインドでは結婚は特に重要なイベントとされており、インド人はお金と時間をかけて盛大に結婚をお祝いします。伝統的な結婚の儀式は一週間にも亘って行われます。私は初日と最終日にのみ参加したのですが、ホストファミリーはヒンドゥー教の寺院にお参りしたり、両家を行き来したりと連日忙しそうにしていました。結婚式のクライマックスは最終日です。新郎新婦はきらびやかな衣装を着て、これでもかと宝石や貴金属を身に着けます。さながらマハラジャ(昔のインドの王様)になったかのように豪華です。結婚式の当日、新郎新婦は白馬に乗り、音楽隊が賑やかに音楽を奏でる中、自宅を出発します。寺院でヒンドゥー教の神様に結婚の誓いを立てた後、結婚式場で披露宴を行うのですが、この披露宴が想像を絶するものでした。



披露宴会場に着くと、まずその広さに驚かされました。会場は野外で、サッカーグラウンドくらいの広さがあったかと思います。会場には新郎新婦を迎える巨大なステージが設置され、大量の電飾やライトアップ、大音量で鳴らされる音楽、それに合わせて踊る参列者、打ち上がるお祝いの花火、100 種類は下らないであろう食べ放題の料理等々、インドならではの派手婚でした。主賓の挨拶などはなく、参加者それぞれが新郎新婦や両家にお祝いの言葉をかけ、好きに飲み食いするといった自由な雰囲気です。ホストファミリーによ

れば 800 人くらいを招待したとのことでした。個人の結婚式というよりも、地域のお祭りとも言った方がしっくりくるような規模と盛り上がりでした。式は何だかんだと明け方まで続いていましたが、私は途中で疲れて寝てしまいました。

今回の結婚もそうですが、インドでは今でもほとんどがお見合い結婚です。お相手を探すのは親の役目で、家族の属しているカースト、社会的地位、経済力、家庭の価値観などを考慮し、慎重に相手選びを

するようです。生活様式はかなり現代化しているインドですが、こと結婚や男女の恋愛に関してはかなり保守的です。

ちなみに、今回の結婚式の招待状には「披露宴は午後 6 時半開始」と書かれていましたが、実際に披露宴が始まったのは 9 時過ぎでした。といっても時間どおりに来る招待客など誰もおらず、皆好きな時間に来て好きな時間に帰って行きました。

## VII. セミナー情報

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

### ◆ 「メキシコでの事業運営における法的留意点」

講師：弁護士 小川 浩賢

主催 :メキシコ大使館商務部 PROMEXICO  
共催 :クエスタ・カンボス総合法律事務所(メキシコ)、小島国際法律事務所  
内容 :海外直接投資における日本の法律事務所の役割  
日時 :2014年2月12日(水)13時30分~16時00分  
場所 :メキシコ大使館別館5階  
参加費 :無料

詳しくはこちらをご覧ください <http://www.kojimalaw.jp/news/201402-Sem-ProMexico-CC-Kojima-Tokyo-P.PDF>

### ◆ 「ASEAN 進出への期待とリーガルリスク」

講師：弁護士 光内 法雄

主催 :イグレック株式会社  
セミナー名 :成長期の日本がそこにある Re-Discovery ASEAN  
日時 :2014年2月12日(水)13時30分~16時45分(休憩、名刺交換含む)  
場所 :サピアタワー 503A セミナールーム(東京駅隣接)  
参加費 :税込み 5,000 円/名

詳しくはこちらをご覧ください <http://www.igreque.com/>

### ◆ 「ミャンマー進出」これだけは押さえておきたい現地の法務

講師：弁護士 光内 法雄

主催 :FN コミュニケーションズ  
共催 :金融ファクシミリ新聞社  
内容 :直接投資関連法制の留意点を中心とした現地法務のアドバイス  
日時 :2014年2月26日(水)13時30分~16時30分  
場所 :金融ファクシミリ新聞社 セミナールーム  
参加費 :1人目 31,500 円、2人目から 28,980 円

詳しくはこちらをご覧ください <http://www.fng-net.co.jp/seminar/smn2360.html>

◆ 海外派遣前研修「インド 法務・税務」

講師：弁護士 雨宮 弘和

主催 : 一般財団法人 海外職業訓練協会  
日時 : 2014年3月25日(火) 9時30分~16時30分  
場所 : 東京八重洲ホール5階  
参加費 : 15,000円(定員20名)

詳しくはこちらをご覧ください <http://www.ovta.or.jp/announce/140325ind.html>

## 海外進出プラクティス・グループ



代表パートナー

小島 秀樹

早稲田大学法学部、サザンメソジスト大学、ジョージタウン大学各ロースクール修士卒業。

民間ベースで、戦後第一号の有料のインド投資セミナーを東京で開催。国境をまたぐ企業間の紛争を専門に扱っている。



担当パートナー

小川 浩賢

中央大学法学部卒業。1993年入所以来、インド関係の通常の投資案件に加え、日印租税条約に基づく相互協議、インド証券取引法関係の案件、国際商業会議所の国際仲裁等に関与している。また金融財務研究会等においてインド関係のセミナー講師を務めている。その他、一般企業法務、労務・税務問題も多く扱っている。

本ニュースレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めている必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニュースレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

### 小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4階

TEL : 03-3222-1401 FAX : 03-3222-1405

MAIL : [newsletter@kojimalaw.jp](mailto:newsletter@kojimalaw.jp)

URL : [www.kojimalaw.jp](http://www.kojimalaw.jp)